

法廷通訳と言語等価性

—被告人質問の検証—

毛利 雅子

日本大学大学院総合社会情報研究科

Court Interpreting and Language Equivalency

—Examination of Questioning a Defendant—

MOURI Masako

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

Questioning a defendant is one of the important discourses in a courtroom to determine the facts of an incident. However, many characteristics of language, e.g. register, wording, grammatical structure, pragmatics, are not considered as important in interpreting discourses in Japan's trials; rather, the word-by-word interpreting, like a conduit, is assumed to be as correct and accurate. This paper examines the problems of the current system and proposes a better method of interpreting questions and responses from each participant respectively.

1. はじめに

日本における法廷では、裁判所法 74 条によって日本語を用いることが定められている。法廷での基本使用言語は日本語であり、仮に被告人が外国人だとしても、通訳人の訳出した日本語だけが文書に記録され、通訳人が外国語に訳した日本人法廷参加者の発言、また外国人被告人の発する外国語は文書記録としては公的には残らない。従って、外国人が被告人の場合、実際の公判での談話は外国語と日本語が入り混じったものになっているが、公的記録は日本語のみであり、録音はあくまで参考とされるに過ぎず、非公開である。また、外部者による録音・録画は禁止されているため、公判での談話および通訳を分析・検証することはこれまで行われてこなかった。

『法廷通訳人四訓』（田中、1998）によれば、法廷通訳人の心得は以下の通りである。

第一訓は、通訳の誠実性・正確性の保持である。法廷通訳人は、良心に従って誠実に、発言者の発言のすべてを有りのまま正確に通訳しなければならない。したがって、故意に偽りの通訳をすると処罰されることがある（刑法 171 条・虚偽通訳罪）。

法廷通訳人は、発言内容の一部を省略することは許されず、発言者の話の構文や言葉遣いを忠実に通訳する必要がある。(123)

「忠実に通訳する必要」と道義的責任の重大であることは明記されているものの、実際の公判で発生する談話の等価性を維持しつつ、いかに訳出すべきかについての具体的な指針とはなっていない。

2. 談話通訳における公平性・中立性の維持

公判は双方向のやり取り（談話）による審理であり、被告人への意味伝達が法廷談話通訳の起点である。上記のように、「発言者の話の構文や言葉遣いを忠実に通訳する必要」が強調されるが、逐語的な訳出よりも意味（メッセージ）の伝達こそが重要である。しかし、意味伝達に不可欠な情報、例えば被告人の出自や文化への配慮については、これまで十分に考慮されてこなかった。外国人被告人にとって公平な公判とするために、通訳人は言語に包含された文化・社会的背景の訳出に努めるべきである。日本人裁判官という日本語発言主体が権威である日本の法廷において、外国人被告人の文化・言語への配慮

が充分ではないと危惧される。言語文化的差異だけでなく、被告人と通訳人の性差、教育レベル、言語使用域などは、必ずしも両言語に等価に存在するわけではない。発言された言語に含まれたメッセージを正確かつ包括的に訳出することが非常に困難、もしくは不可能な場合もある。結果、通訳は外国人被告人を「裏切る」ことにもなる。

かつて、Reddy (1979)の導管メタファー理論では、通訳者は単なる「導管」と考えられ、訳出にかかる通訳者の理解や解釈は検討されなかった。(286) 本論では、被告人質問の通訳を行う際に、この「導管」内で生起している情報処理プロセスを明らかにしたい。

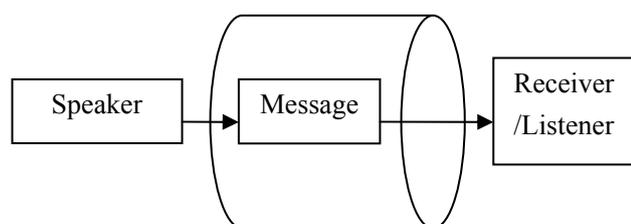


図1. Reddy (1979) による導管メタファー

3. 被告人質問の検証

3.1 概略

公判においては、いくつかの談話状況が存在する。例えば、情状証人尋問では、被告人に有利なように導きたい弁護人からの質問と、反対尋問で少しでも心証を不利にしたい検察官側では、真逆の戦略を取った談話が派生する。検察側証人尋問では、検察官側は被告人に不利な事実を次々と尋ねるのに対し、反対尋問に立つ弁護側は検察側証人の曖昧な記憶は排除し、確実な事実だけを確認するという戦略を取る傾向にある。さらに、最後の被告人陳述では、質疑応答の形ではなく被告人自らの言葉で犯罪事実について語る最後の機会となり、被告人の感情や意識が表面化する。被告人の動揺や逡巡が行為の頻度・程度を表す副詞や助動詞、また同じ単語・表現を何度も繰り返すという形で出現する。

今回は被告人質問に絞って分析を行う。これは、被告人質問で表層化する談話通訳に特徴的な問題が

公判での談話全てに存在するからである。被告人質問の通訳は、日本語から英語、英語から日本語へという往復作業の繰り返しである。本論ではオーラル・ヒストリーを念頭に、ethnomethodology によって、通訳人が記録した実際の公判で発生した談話を主なデータとして、被告人質問時における日英語双方向の談話分析を行う。今回のデータは、英語母語話者が被告人となったケースである。

3.2 被告人質問

通常、公判では検察官による冒頭陳述、証拠調べ、また必要であれば証人尋問後に、被告人質問が行われる。ここでは、法廷参加者がそれぞれの立場から被告人自身に公訴事実やその背景・状況を質問、逐次被告人が答えていく形を取る。また、被告人擁護の立場から弁護人が最初に、それに対する反対尋問で検察官、最後に確認を取るという形で裁判官の順序で、被告人質問は行われる。

被告人質問における談話には、幾つの特徴が見られる。これらについて、質問者（弁護人、検察官、裁判官）の視点から、また被告人の視点からそれぞれ分析や提案を行うことで、よりよい通訳への指針としたい。尚、分析対象とした法廷記録は筆者の記録をもとに守秘義務遵守にのっとり再構成したものである。

3.3 弁護人による被告人質問

最初に被告人質問を行うのは弁護人である。実際に被告人が罪を犯していたとしても、弁護人の役割は被告人を弁護することなので、基本的に被告人側に立った発言になる。その場合に発生する談話の特徴と通訳する上での問題点・解決法を提示する。

① 弁護人は被告人側に立つため、事前に情報を得ている事柄についても確認を取る意味で質問する傾向にある。この場合は、弁護人が戦略的に、過去の事柄を法廷で示そうとする。こうした弁護人の意図を反映して、弁護人からの日本語質問は付加疑問文になることが多いが、通訳人は機械的に英語付加疑問文に置き換えるよりも、意味を重視して、より適切な英語表現に努めるべきである。

(例)

弁護人：覚せい剤を日本に持ち込むことはいけないことだと知っていましたね。

通訳人：You knew that it is illegal to bring the stimulant drugs into Japan. Right?

被告人：Yes, I knew.

通訳人：はい、知っていました。

② 次は、弁護人にとっては接見や書証を通じて既知の情報であっても、公判で再確認を取りたいという弁護人の談話パターンである。公判で被告人本人の発言として再確認するものである。

(例)

弁護人：それでは、なぜ密輸しようとしたのですか。

通訳人：Why did you try to smuggle them into Japan?

被告人：For money.

通訳人：お金のためです。

弁護人：お金のためだけですか。

通訳人：Is it just for money?

被告人：Yes.

通訳人：はい。

③ 被告人の犯罪行為に対する意識を明確にする場合、公判では否定疑問文の質問が多く発生する。当然、英語の訳出も否定疑問文になることがある。その際、日本語と英語の文法の違いにより、単に Yes だけを捉えてしまうと真逆の意味になる可能性があるため、被告人の答えの訳出には注意が必要である。

(例)

弁護人：いけないことだとは思いませんでしたか。

通訳人：Didn't you think it is illegal?

被告人：Yes, I understood it.

通訳人：いえ、わかっていました。

弁護人：彼の話に疑ったりはしなかったのですか。

通訳人：Didn't you doubt his story?

被告人：No, I didn't.

通訳人：はい、疑ったりはしませんでした。

3.4 検察官による被告人質問

次に被告人質問を行うのは、検察官である。反対尋問の検察官は起訴した立場なので、被告人の犯罪

事実やそれを裏付ける証拠を提出して、犯罪を証明し、有罪へと持ち込もうとする。よって、検察官は被告人と対峙し、責任を追及して、周囲にもこれを周知させるような発言になる。以下、通訳する上での問題点・解決法を提示する。

① 立証・有罪へ導きたい検察官は、犯罪事実に対する被告人供述はどこまで真実かを追求する意味で、否定疑問文（例：思わなかったのか、考えなかったのか、など）を多用する。事実関係確認のためなのだが、質問には具体的な情報が抜けている場合も多いので補完する必要がある。また、訳出も否定疑問文になる場合があるが、弁護人質問③同様、被告人の答えの日本語への訳出には注意が必要である。

(例)

検察官：見つかるのではないかと考えたことはなかったのですか。

通訳人：Haven't you ever thought that they would find the drugs that you were hiding?

被告人：No.

通訳人：はい、考えたことはありません。

検察官：心配にはなりませんでしたか。

通訳人：Weren't you worried about that?

被告人：No.

通訳人：はい、心配ではありませんでした。

② 検察官がネガティブなトーン（例えば蔑んだような声のトーン）で発話する場合もあるが、それを通訳人が模倣する必要はない。発話のトーンは言語表現によって伝えるべきである。

(例 I)

検察官：あなたの収入では、すぐにトラックは買えなかったのですか。

通訳人：Didn't you have enough money to buy a truck?

被告人：No, I didn't.

通訳人：はい、買えませんでした。

検察官：貯金はないのですか。

通訳人：Didn't you have any saving?

被告人：No, I didn't.

通訳人：はい、なかったんです。

(例 II)

検察官：逮捕されるとは思わなかったのですか。
 通訳人：Didn't you worry that you would be arrested?
 被告人：I did.
 通訳人：心配ではありました。

③ 検察官は、被告人の犯罪意識を立証するため、特に被告人に不利な事実関係を尋ねる傾向がある。弁護人同様、取り調べや書証で既知情報であったとしても、法廷で被告人自身の発言で再確認を取る。通訳人はこれを理解して、原発言には無い語句を補い、確実に確認のための質問が行われるよう努める必要がある。

(例)

検察官：その時に、違法な薬物を持っていることを隠していましたね。
 通訳人：You intentionally kept it secret that you had the illegal drugs.
 被告人：Yes.
 通訳人：はい。
 検察官：どうしてですか。
 通訳人：Why did you hide?
 被告人：Because I thought I might be arrested.
 通訳人：捕まるかもしれないと思ったからです。
 検察官：ということは、悪いことだとわかっていたのですね。
 通訳人：It means that you knew it was wrong. Right?
 被告人：Yes.
 通訳人：はい。

④ 立証プロセスとして、検察官は犯罪行為を確認する質問を連続して行うことがある。これには②同様、法廷で被告人自身の発言という証拠採取の意味がある。より断定的な発話をすることで否定的心証形成を試みているので、質問内容が曖昧、もしくは質問文構造が不明確な場合、通訳人は確認すべきである。

(例)

検察官：密輸についてはどう考えていますか。
 通訳人：Tell me what you think about smuggling.

被告人：Ya... I think it is wrong.
 通訳人：ああ…悪いことだと思います。
 検察官：覚せい剤使用についてはどうですか。
 通訳人：Then, how about taking the stimulant drugs?
 被告人：Ya... It is also wrong.
 通訳人：はあ・・・それもよくないです。
 検察官：それでは覚せい剤を持ってくれば、それが日本に蔓延することもわかっていたのですね。
 通訳人：You also understood that if you brought the stimulant drugs into Japan, they would spread here.
 被告人：Um... Yes.
 通訳人：ああ・・・はい。

3.5 裁判官による被告人質問

弁護人および検察官からの質問終了後、裁判官からの被告人質問がある。公判では裁判官は判決までは中立であり、質問は最終確認の意味合いも含まれるので、語句や文型を丁寧に整え、できるだけニュートラルな訳出を心がけるべきである。

(例)

裁判官：被告人は、覚せい剤は常習していないということによろしいですね。
 通訳人：Then, we can confirm that you were not a habitual user of stimulant drugs.
 被告人：Yes.
 通訳人：はい。
 裁判官：過去に使用したことがあることは認めますね。
 通訳人：However, you admit that you used the stimulant drugs in the past. Do you agree?
 被告人：Yes.
 通訳人：はい。

3.6 質問に対する被告人の答え

ここでは、質問に対する被告人の答えの英語から日本語への訳出について検証する。被告人が自らの言葉で語ることのできる機会であるので、慎重に対応すべきであることは言うまでもない。被告人は公判の冒頭で、裁判長から、公判中の発言は被告にとって有利であれ不利であれ、全て証拠になることが告げられているため、答える際にはストレートに答

えることもあれば、なかなか発言しない時もある。罪状の認否に関わらず、被告人の発言にはいくつか特徴が見られるため、それぞれの分析と、それを踏まえての訳出の提案を行いたい。

① ためらいの訳出

弁護人や検察官からの質問に被告人が迷いを見せることもあり、談話となって表面化する。具体的には、yeah、um、ah、wh など、言葉にはならない短い音声なども含むが、これらも被告人に対する心証形成に影響するので、文構造そのものに関係ないと無視するのではなく、文脈に応じて各々訳出すべきである。

(例 I)

弁護人：あなたはそれを聞いて、どう思いましたか。
通訳人：What did you think when you heard that phrase?
被告人：Um..., I thought it might not be so dangerous and I did not think I would be caught.
通訳人：う～ん、そんなに危険じゃないだろうと思いました。それから捕まることは余り考えませんでした。

(例 II)

検察官：それでは、あなたは密輸は成功すると思っていたのですか。
通訳人：So, did you think that you would succeed in smuggling?
被告人：Ah..., Yah, I just thought it would be OK.
通訳人：いや・・・まあ大丈夫だろうと考えました。

② 可能性を示す助動詞・副詞の訳出

Maybe, may, might などの可能性を示す助動詞および perhaps, probably などの副詞を訳出する場合、可能性の程度差およびニュアンスにも配慮すべきである。この場合、通訳人が被告人質問全体を念頭に相対化することが好ましい。

(例 I)

弁護人：その時、あなたはどう思いましたか。
通訳人：What did you think at that time?
被告人：I thought it would be OK.
通訳人：大丈夫じゃないかと思いました。

検察官：どうして隠したのですか。
通訳人：Why did you hide?
被告人：Because I thought I might be arrested.
通訳人：捕まるかもしれないと思ったからです。

(例 II)

検察官：それで、日本に密輸することにも余り抵抗がなかったのですか。
通訳人：Is that why you smuggled the stimulant drugs into Japan without thinking too much?
被告人：I guess so. Anyway, I thought, even if I were arrested, I would be released soon.
通訳人：そうかもしれません。逮捕されても、すぐに釈放されると思っていました。

③ スラング

法廷では、発言が憚られるようなスラングも正確に訳出しなければならない。下記例は、被告人が言葉に激昂し被害者を殴ったケースである。発言が発話者(被害者)を殴るほどのものかどうかが大きな判断要因になるため、訳出に躊躇いがあるはならない。

(例)

検察官：どうしていきなり原告を殴ったのですか。
通訳人：Why did you hit the plaintiff?
被告人：Ah, because he shouted at me, "Hey, you, son of a bitch. Come on."
通訳人：ああ、だって、彼が「おい、このクソ野郎、かかってこい。」って叫んだからなんです。
検察官：原告は英語が得意ではないけれども、それくらいの言葉は分かるのだから、そのような失礼なことは言っていないといっていますが、違いますか。
通訳人：The plaintiff says that he didn't say such an insulting thing. He also says that he knows what it means although he is not good at English. Isn't it correct?
被告人：No, no, he really said it. That's why I couldn't stop myself.
通訳人：いや、いや、彼は本当にそう叫んだんです。だから、自分を止めることが出来なかったんです。

④ レジスター（言語使用域）

例 I、II のように、被告人が男性であるか女性であるかによって、日本語の訳出も影響を受けてしまいがちだが、法廷では極力ニュートラルにする、すなわち、日本語に存在する性差を縮小させるべきである。

（例 I）被告人が男性の場合

検察官：その時、彼は「ミラー」という単語を言ったんですか。

通訳人：Did he say the word “mirror,” at that time?

被告人：Ya, I surely heard it, ya. But he looked embarrassed when he got…ah, looked at me.

通訳人：ああ、確かに彼が言ったのを聞いた。そうだ。でも、オレを見た時、ああ…戸惑った感じだった。

（例 II）被告人が女性の場合

検察官：その時、彼は「ミラー」という単語を言ったんですか。

通訳人：Did he say the word, “mirror,” at that time?

被告人：Ya, I surely heard it, ya. But he looked embarrassed when he got…ah, looked at me.

通訳人：ええ、確かに彼が言ったのを聞きました。そうです。でも、私を見た時、あの…戸惑った感じでした。

また、被告人は、弁護人や検察官から何度も同じ質問を受けることもある。その際、苛々した態度や反抗的言動を取ることもある。こうした要素を伝える訳出をする。

（例）

検察官：北海道と書かれたメモがありますが、北海道には彼と一緒に行ききましたか。

通訳人：Here is a note which says “Hokkaido.” Did you go to Hokkaido with him?

被告人：Yes.

通訳人：はい。

検察官：飛行機で写真を撮りましたか。

通訳人：Did you take any pictures on the plane?

被告人：I already answered it. Why do you ask the same question again and again? Is it necessary for me to answer the question again?

通訳人：もう既に答えました。何で同じことを何度も何度も聞くんですか。また答える必要があるんですか。

4. 被告人質問における等価性維持の可能性とその実現に向けて

本論では、被告人質問を取り上げ、各参加者の発言と被告人の回答におけるパターン分析と通訳の提案を行った。

法廷参加者からは談話をコントロールしようとする力が加わり、弁護人の言語パターン（①既知情報の確認、②事実の再確認、③擁護のための否定疑問文とその回答）、検察官の言語パターン（①立証、有罪のための否定疑問文、②軽侮な印象を与える確認の質問、③被告人の犯罪意識確認のための否定的な質問、④立証・有罪へのプロセスとしての連続質問）、裁判官の言語パターン（最終確認という意味合いの質問）が見受けられた。それぞれの法廷参加者は各々の戦略や意図にのっとり質問しているので、通訳人はこうした意図やニュアンスをいかに、どの程度伝えるかも考慮せざるをえない。

一方、被告人は、非母語の枠組みの中で自らに関する部分のみが通訳を介して伝えられるという状況下で、公訴事実の認否をめぐる戸惑いや不安を短い音声、可能性の助動詞や副詞の多用によって伝えてくる。

被告人のスラングや乱暴な言葉遣い、レジスターも通訳の課題である。しかし、これら全てが被告人自らを語るものであってみれば、公判において重要な意味を持つものである。従って、通訳人はその背後にある被告人の心情を伝えるべく、訳出すべきである。

実際の公判では被告人質問の他、前述のように情状証人尋問、検察側証人尋問、被告人陳述といった談話発生場があり、各々において、法廷通訳に特徴的な問題点が浮かび上がってくる。順次、検討を進めていきたい。

今回の法廷における談話通訳の考察によって、本研究の対象とする分野および課題をより明確に抽出することができた。以下、それらを提示しておく。

- I. 語彙・意味論分野：一般的な語彙・法廷用語の意味の整合性。外国人被告人にわかりやすい訳出・説明の必要性。（談話に限らず、起訴状、冒頭陳述、弁護人陳述などの文書訳出の場合も含む。）
- II. 統語論分野：日本語・英語の文法的な違いの比較。例えば冠詞の使用、付加疑問文、否定疑問文の訳出など。さらに、英語非母語話者の場合は、母語の文法構造が英語の談話に大きく影響する。中間言語のような英語にも対応しなければならない。
- III. スラング：日本語には等価で存在しないスラングが登場した場合、また公判で訳出することが憚れるようなスラングが談話に登場した場合などの対応。
- IV. レジスター：言語使用域を超えての等価性維持。具体的には、被告人の文化、教育レベル、男女差、年齢、個人差（例：子供っぽい話し方や乱暴な話し方）などをいかに、どの程度訳出するか。

人が変われば言葉も変わる。本来なら、クライアントが異なれば通訳人もクライアントの数だけ必要である。しかし、日本の現状では、法廷に配置される通訳人は1人である。そして、弁護人、検察官、裁判官、被告人の4者全てがクライアントになる。極論すれば、どのクライアントに対しても中立であるためには、通訳人は逐語訳に徹するべきということにもなる。しかし、そこには言語等価性の維持も存在もない。談話の意味（メッセージ）が伝達されていないからだ。司法本来の目的を達成するために、司法通訳の立場から言語等価性の可能性について、さらに検証を続けていきたい。

参考文献

- 田中康郎 (1998). 「外国人と法廷通訳」『別冊ジュリスト 刑事訴訟法判例百選第7版 No. 148』有斐閣.
- Reddy, M. (1979). "The Conduit Metaphor: A Case of Frame Conflict in Our Language about Language." In A. Ortony (Ed.), *Metaphor and Thought*. Cambridge: Cambridge UP.

(Received: May 31, 2009)

(Issued in internet Edition: July 1, 2009)